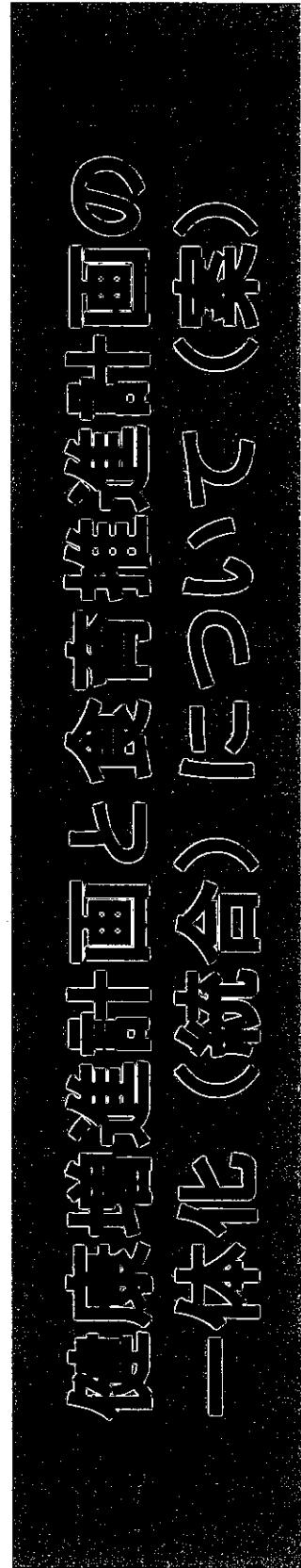


2月19日 長野市健康づくり推進審議会

資料2

1



平成28年2月19日(金)

長野市保健所健康課

健康増進計画・体育推進計画について

2

○市町村健康増進計画(努力義務)

- ・健康増進法第8条に基づき、市民の健康の増進に資する施設を展開するための基本的指針を定める計画
- ・市民の健康への意識を高め、健康づくりを支援するための指針

○市町村体育推進計画(努力義務)

- ・体育基本法第18条に基づき、市民の体育の推進に資する施設を展開するための基本的指針を定める計画
- ・市民の食への理解を深め、健全な食生活の実現を支援するための指針



・現行の本市の健康増進計画「新・健康ながの21」及び第2次体育推進計画は、平成28年度に計画期間の最終年度を迎える。

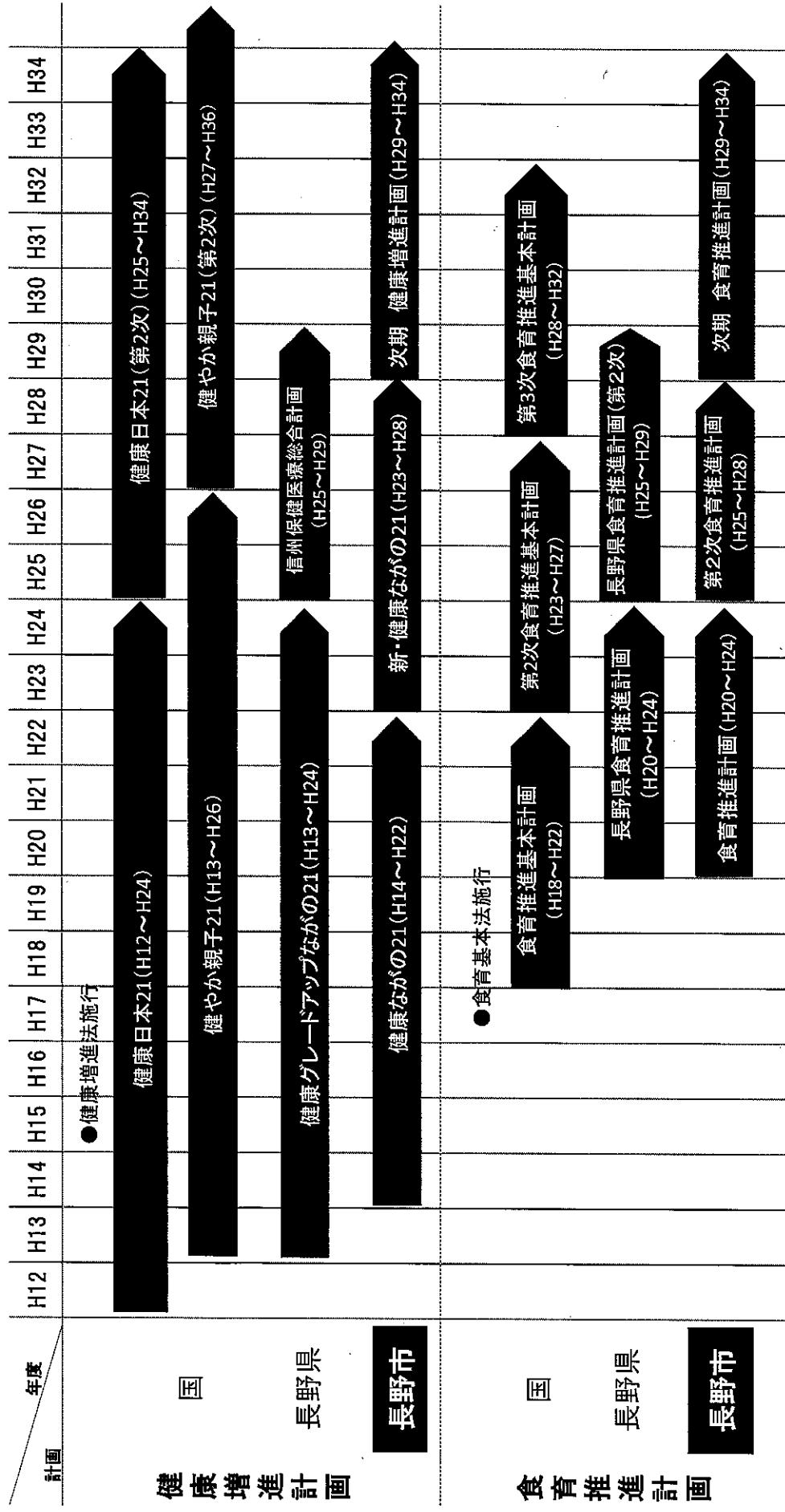
・目標(指標)の達成状況やこれまでの取組内容についての評価を行い、計画期間における成果と課題を明らかにする。



国の「健康日本21(第2次)」及び「第3次体育推進基本計画」の基本的な方向性を勘案し、市民の健康づくりと体育を効果的に推進するため、現計画を引き継ぐ次期計画を策定

健康増進計画・体育推進計画の計画期間について

3



現行の計画の基本施策について

新・健康ながの21

【基本理念】
生涯を通じて市民の健やかな暮らしを実現する健康新長寿のまち“ながの”を目指す

【基本方針】

1 市民の生涯にわたる健康づくりの支援

【基本施策】

- ①わかりやすく利用しやすい健康情報の発信
- ②健康教育（学習）と健康づくり実践のための体制の充実
- ③身近なところで気軽に健康づくりができる機会の充実
- ④生涯にわたる女性特有の健康支援

2 疾病等の予防体制の充実

- ⑤疾病等の早期発見と早期治療に向けた体制の充実
- ⑥健康診査等フォローアップ（事後指導）体制の充実

3 協働による健康づくり体制の整備

- ⑦関係機関・団体等との協働による健康づくり活動の推進
- ⑧健康づくりに関するボランティア団体等の育成、支援

4 健康に関する安心・安全の確保

- ⑨養育、療育・教育、リハビリ等支援体制の充実
- ⑩生活環境における健康な暮らしの確保
- ⑪感染症の予防対策の充実
- ⑫健康危機管理体制の強化

第2次長野市食育推進計画

【基本理念】
「食」を通じて“いのち”“からだ”“こころ”を育み 郷土を育み 元気なまち“ながの”を創る

【基本目標】

1 市民一人ひとりを育む「食」

【基本的施策】

- ①食育に関するための啓発
- ②早朝・早起き・朝ごはん運動の推進
- ③家族や友人との共食の推進
- ④栽培やお手伝い等の食に関する体験学習の推進
- ⑤適正体重維持の推進
- ⑥食事・バランス等に配慮した食生活の推進
- ⑦生活習慣病の予防や改善のための食事・運動の継続的実施の推進

2 私たちの郷土を育む「食」

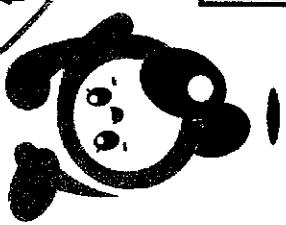
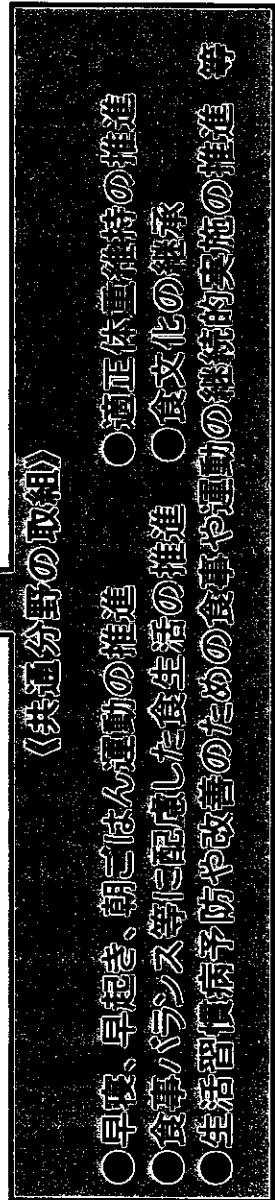
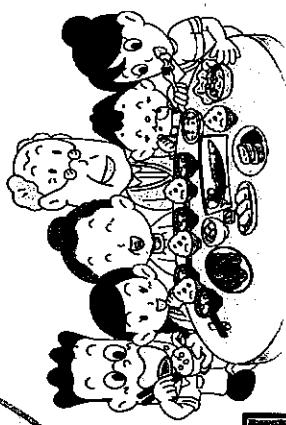
- ⑧学校給食等に地元農産物の使用の推進
- ⑨地元農産物の利用の推進
- ⑩“ながの”の食文化の啓発
- ⑪食の安心・安全性に関する基礎的な知識の啓発
- ⑫食べ残しや食品廃棄の削減

□は、健康づくりに密接に関連する基本的施策

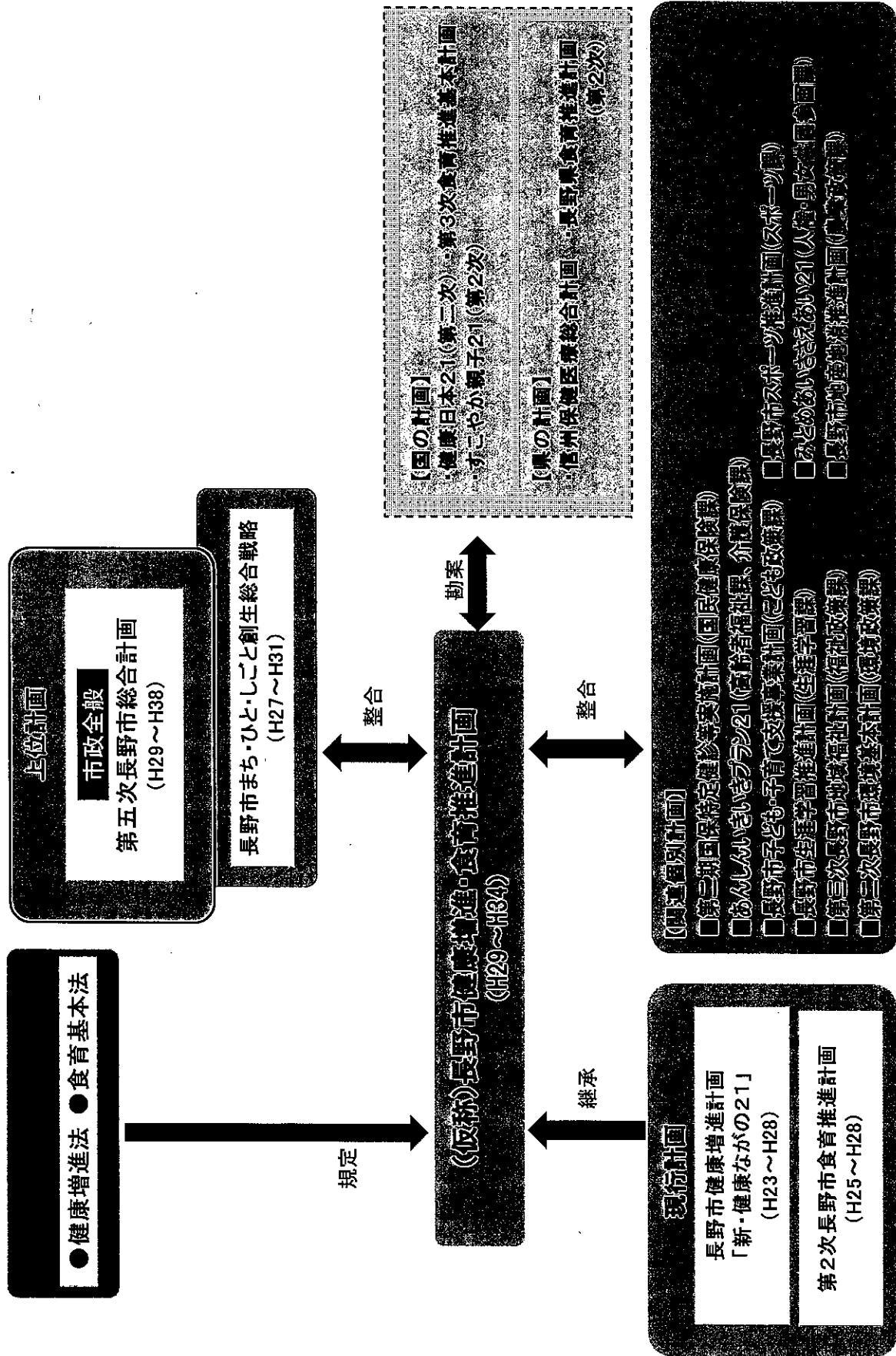
健康増進計画と体育推進計画の一体化（統合）について

5

- 市民、行政、関係者が共通の認識を持つて、健康増進と体育推進に取り組むため、「健康増進計画」と「体育推進計画」の2つの計画を一體的に策定する。
- 体育推進と密接な関係を有する基本的施策については、健康増進計画をベースに一体化する。



計画の位置づけ



計画の一体化に当たっての課題について

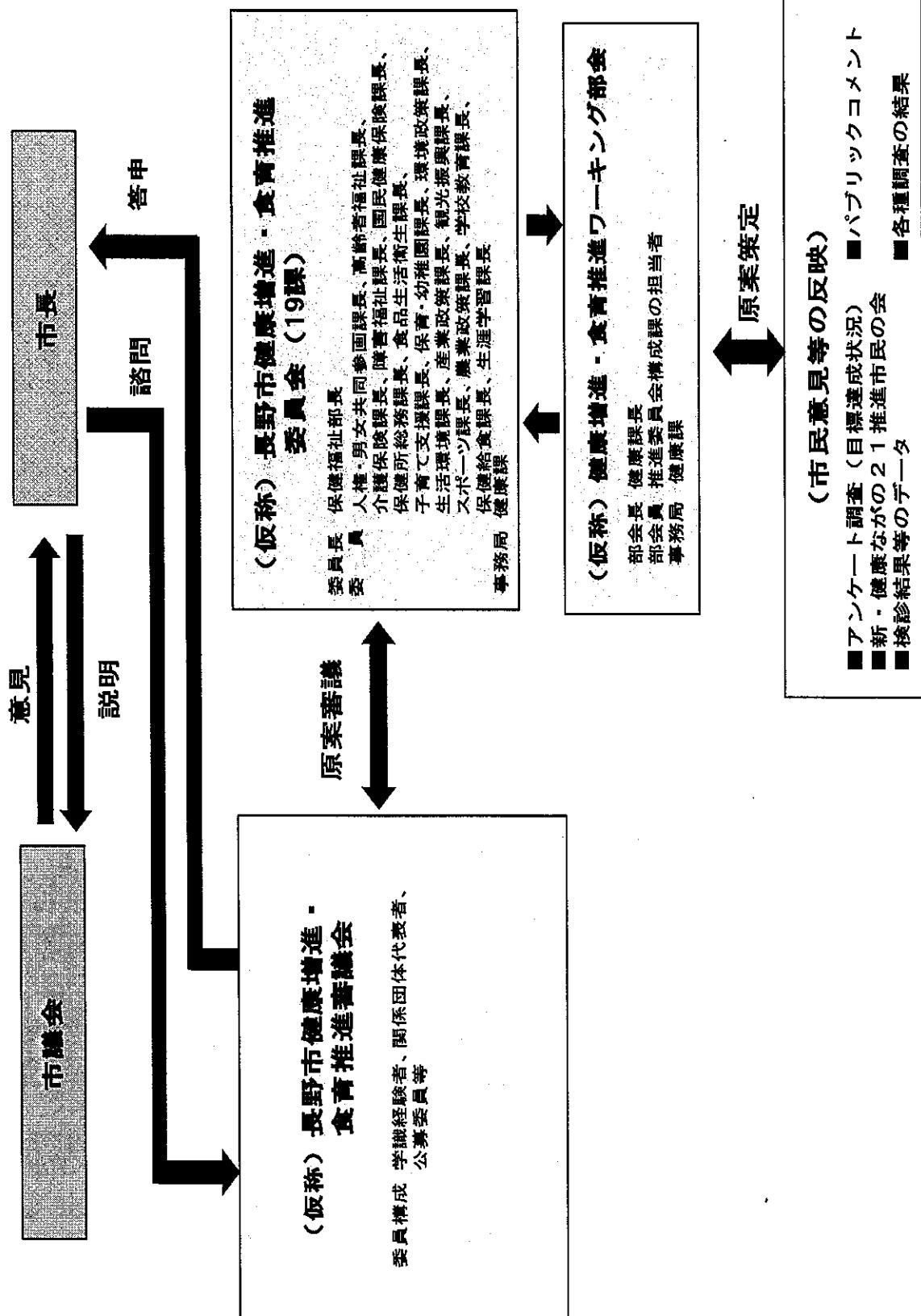
- 食育推進計画を健康増進計画に含めることについて、健康づくりを基盤においた食育を推進できるというメリットはあるが、これまで食育の基本的施策としてきた地産地消や共食の推進、食品ロスの削減等に関わる議論が手薄にならないか。
- 一体化すると食育の「農」や「環境」に関連する部分の位置づけが弱くなり、「食育推進計画」としては影が薄くならないか。
- 健康づくりに直接関係しない者、例えば農業や環境の関係者との連携が希薄にならないか。

課題に対する基本的な考え方

- 地産地消や食品ロスの削減の取組は、開拓/個別計画に位置づけて進捗状況を行っていふが、共食の推進などと合わせて、引き続き、一体化する次期計画にも反映していく。
- 一体化する次期計画を調整及び審議する審議会には、引き続き、「農」や「環境」に関わる団体の代表者等を委員として委嘱し、継続して連絡を図る。

計画の策定体制について

市民の健康づくり及び健全な食生活を支援するための指針について、一括的に市議会と長野市健康づくり推進委員会とを統合、一体化する。



(市民意見等の反映)

- アンケート調査（目標達成状況）
- 新・健康新ためのデータ
- 各種調査の結果
- パブリックコメント

健康づくり審議会と食育推進審議会の一体化について

長野市健康づくり推進審議会

- ・設置根拠 長野市執行機関の附属性機関の設置等に関する条例
- ・員定員 16人以内
- ・委嘱責任者 2年
- ・委嘱任務 長野市健康増進計画その他の健康づくりの推進に關する事項について調査及び審議

+

統合

長野市食育推進審議会

- ・設置根拠 長野市食育推進審議会条例
- ・員定員 20人以内
- ・委嘱責任者 2年
- ・委嘱任務 長野市食育推進計画その他の食育の推進に關する事項について調査及び審議

(仮称) 長野市健康増進・食育推進審議会

- ・設置根拠 長野市執行機関の附属性機関の設置等に関する条例
- ・員定員 20人以内(予定)
- ・委嘱責任者 健康づくりの推進に關する事項
- ・委嘱任務 長野市の健康づくりの推進に關する事項及び調査及び審議

(仮称)長野市健康増進・食育推進審議会の構成(案)

長野市健康づくり推進審議会

長野市食育推進審議会

(仮称)長野市健康増進・食育推進審議会

No.	区分	所属機関・団体	No.	区分	所属機関・団体
1	学識経験者	信州大学教授	1	学識経験者	松本大学教授
2	学識経験者	長野県短期大学教授	2	学識経験者	長野調理製菓専門学校
3	関係団体	長野市医師会	3	学識経験者	長野女子短期大学教授
4	関係団体	長野市歯科医師会	4	関係団体	長野県健康づくり事業団
5	関係団体	長野市商工会議所	5	関係団体	ながの環境パートナーシップ会議
6	関係団体	長野県看護協会長野支部	6	関係団体	長野市農村女性ネットワーク研究会
7	関係団体	長野市薬剤師会	7	関係団体	長野市PTA連合会
8	関係団体	長野県栄養士会	8	関係団体	長野市食生活改善推進協議会
9	関係団体	長野県運動指導士会長野県支部	9	関係団体	長野市食品衛生協会
10	関係団体	長野市校長会	10	関係団体	長野市幼稚園連盟
11	関係団体	長野県国民健康保険団体連合会	11	関係団体	長野県栄養士会
12	関係行政機関職員	長野県精神保健福祉センター	12	関係団体	ながの農業協同組合
13	公募委員		13	関係団体	長野市校長会
14	公募委員		14	関係団体	長野市私立保育協会
15	公募委員		15	公募委員	
16	公募委員		16	公募委員	
17	公募委員		17	公募委員	

●附属機関等の設置及び運営等に関する指針(H27.6.2施行)

*委員定数は、20人以内を目途とする。

*任期は、1期2年を目途に最長3期又は6年までとする。

*女性委員の割合は40パーセント以上になるよう努める。

は、引き続き審議会委員を依頼・委嘱する関係団体

No.	区分	所属機関・団体
1	学識経験者	
2	学識経験者	
3	関係団体	
4	関係団体	
5	関係団体	
6	関係団体	
7	関係団体	
8	関係団体	
9	関係団体	
10	関係団体	
11	関係団体	
12	関係団体	
13	関係団体	
14	関係団体	
15	公募委員	
16	公募委員	
17	公募委員	
18	公募委員	
19	公募委員	
20	公募委員	



今後のスケジュール

11

年度 審議会等	H27			H28			H29			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
長野市健康づくり推進審議会				●2/19 審議会 「新・健康ながのの21」最終評価(案) 審議会の一体化協議						
長野市食育推進審議会				●2/16 審議会 「第2次食育推進計画」 最終評価(案) 審議会の一体化協議						
(仮称) 長野市健康増進・食育推進審議会							●5/26 第1回審議会 次期計画策定諮問(年5回程度開催予定)			
議会							●3月定例会 条例改正(案)提出	●6月定例会		

(参考) 健康日本21（第二次）の基本的な方向

12

1 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

高齢社会の到来と疾病構造の変化を踏まえて、生活習慣病予防及び社会生活を営むための機能の維持・向上により、健康寿命を延伸し、健康格差の縮小を目指す。

2 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

食生活の改善及び運動習慣の定着など、一次予防と発症後の重症化の予防に重点を置いて生活習慣病対策を推進するもので、がん、循環器疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患が主なターゲットになっている。

3 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた心身機能の維持・向上により、生活習慣病の予防及び発症の高年齢シフトを目指すための健康な生活習慣づくりとこころの健康づくりに取り組む。

4 健康を支え、守るための社会環境の整備

社会全体として、個人の健康づくりを支える環境づくりに努め、行政機関、企業、民間団体の積極的な参加協力による総合的な支援体制の整備を図る。

5 生活習慣及び社会環境の改善

- (1) 栄養・食生活
- (2) 身体活動・運動
- (3) 休養
- (4) 飲酒
- (5) 喫煙
- (6) 歯・口腔の健康

健康増進の基本要素となる6つの分野から生活習慣の改善に取り組む。ライフステージごとの特性、ニーズ、健康問題を把握し、特に生活習慣病予備群及び壮年期層に重点を置いた生活習慣の改善に向けた働きかけを行う。

(参考) 第3次食育推進基本計画の重点課題の方向性(案)

13

(重点課題のテーマ)

(重点課題に取り組む視点)

1 若い世代を中心とした食育の推進

若い世代自身が取り組む食育の推進。次世代に伝える
ことができる食育の推進

2 多様な暮らしを支える食育の推進

様々な家族の状況や生活の多様化に対応し、すべての
子供や高齢者などを含め、健全で充実した食生活を実
現できるような食経験や共食の機会を提供

3 健康寿命の延伸につながる食育の推進

健康づくりや生活習慣病の予防のための減塩等の推進、
メタボリックシンドローム、肥満、やせ・低栄養予防等

4 食の循環や環境を意識した食育の推進

食の生産から消費までの理解、食品ロスの削減等

5 食文化の継承に向けた食育の推進

和食、郷土料理、伝統食材、食事の作法など伝統的な
食文化への理解等

子供から高齢者まで、生涯を通じた取組
を推進

国、地方公共団体、教育関係者、農林漁
業者、食品関連事業者、ボランティアな
どが主体的かつ多様に連携しながら取組
を推進